



福岡商工会議所

従業員の退職金準備のために

特定退職金共済制度

メリット

〈新企業年金保険〉

① 将来必要な従業員の退職金を月々の掛金払込により、計画的に準備いただけます。

(1,000円単位で掛金を設定いただけます)

② 月額掛金は1口1,000円～30口30,000円まで、全額損金または必要経費に算入できます。

(法人税法施行令第135条・所得税法施行令第64条)

③ パート従業員もご加入いただけます。

④ 国の制度(中小企業退職金共済)との重複加入も認められます。(ただし、他の特定退職金共済制度との重複加入はできません)

⑤ 新規加入事業所に限り、過去勤務通算の取扱いができます。

⑥ 退職金のポータビリティ(持ち運び)が可能です

当制度に加入する事業所間や、当所が通算契約を締結している他の特定退職金共済制度または中小企業退職金共済制度に加入する事業所との間で従業員が異動する場合、通算を申し出れば、通算元契約の退職金を引き継ぐことができます。

⑦ 簡単な手続きでご加入いただけます。

⑧ 積み立てた退職金は退職一時金、遺族一時金、退職年金として加入従業員、またはそのご遺族にお支払しますが、遺族一時金は一口について10,000円が退職金に加算されます。

⑨ 退職一時金は退職所得控除の対象となります。(所得税法第31条 同法施行令第72条・第76条・第183条)

⑩ 公共工事入札(建設業関係)に係る経営事項審査の加点評価対象となります。

※特定退職金共済制度導入にあたり、退職金規程等の作成をご検討の場合は、福岡商工会議所2階経営相談窓口の専門家にご相談いただけます。

月額掛金30,000円(30口)で30年加入の場合

基本退職一時金額

約1,130万円

※特定退職金共済制度規約に基づく金額ですが、経済変動や委託保険会社・委託割合の変更等により将来変更されることがあります。

●受取人は加入従業員です。
事業主にはいかなる場合であってもお支払いできません。

(所得税法施行令第73条第1項第4号)

◎加入する場合には、全従業員を加入させるようにしなければなりません。

◎掛金は全額事業主負担となります。

◎ご加入にあたっては、所定のパンフレットを必ずご覧下さい。

※この資料は、2021年2月現在の制度内容に基づき記載しており、将来、変更となる場合があります。



特定退職金共済制度ホームページ URL

<https://www.fukunet.or.jp/moshimo/tokutaikyo/>

委託保険会社および委託割合(2021年2月現在)

大同生命保険株式会社	(80.3%)
アクサ生命保険株式会社	(12.5%)
住友生命保険相互会社	(3.2%)
日本生命保険相互会社	(3.1%)
第一生命保険株式会社	(0.8%)
ジブラルタ生命保険株式会社	(0.1%)
(旧AIGエジソン生命保険株式会社)	(順不同)
委託保険会社および委託割合は変更することがあります。	

資料請求

福岡商工会議所 会員組織・共済グループ 行 (FAX 092-441-2810)

ご希望事項に○印をつけ、切り取らずにFAXにてご返送ください。

特定退職金共済制度

1. 加入を検討したい

2. 内容を聞きたい

3. 資料が欲しい

貴社名:	担当者	TEL
------	-----	-----

ご記入いただく個人情報は、当所と提携する委託保険会社の担当者が共済制度の案内をお届けする目的のみに利用させていただきます。

◆担当者(社名・所属:

氏名

)